

平成31年度久米島町教育旅行助成金交付要綱

(事業の目的)

第1条 この事業は、久米島町への教育旅行の誘致を促進することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社で、久米島町教育旅行助成金交付要綱第3条に記載する教育旅行を主催する旅行会社とする。

(助成対象事業)

第3条 以下の要件をすべて満たす教育旅行を対象とする。ただし、(一社)久米島町観光協会、または、沖縄県が行う他の助成(補助)事業との重複は認めない。

(1) 久米島町外の小学校、中学校、高等学校が実施する教育旅行で、久米島町を行程に含むこと。

(2) 平成31年4月1日～平成32年2月20日の間のいずれかの日に、久米島町内で1泊以上宿泊すること。(教育民泊も可とする。)

(3) (一社)久米島町観光協会が発行する「島の学校体験プログラム」に掲載している体験メニュー、または、その他の当協会が指定する体験メニュー等を1つ以上実施すること。

(助成金額)

第4条 助成金額は、助成対象となる教育旅行において、以下の金額を助成する。

(1) 児童・生徒を対象とし一人につき5,000円を助成する。ただし、その内10%(500円)は事務手数料として旅行会社が収受できる。

(交付の申請)

第5条 助成を受けようとする者は、助成対象となる教育旅行の実施後、10日以内に、(一社)久米島町観光協会会長(以下、「会長」という。)に、教育旅行実施報告書兼助成金交付申請書(様式第1号)に必要な添付書類を添えて提出しなければならない。

(交付の決定、及び助成金額の確定)

第6条 会長は、前条による報告・申請があったときは必要な検査を行い、その事業の実施結果が適正であると認めるときは交付を決定することとし、教育旅行助成金交付決定及び額の確定の通知書(様式第2号)により申請を行った者(以下、「交付決定者」という。)に通知する。

2 助成金の申請が、当協会の平成31年度久米島町教育旅行助成金の予算に達した場合は、その予算を超える助成金交付の決定は行わない。ただし、久米島町教育旅行助成

金交付要綱第5条に記載する事前手続きにおいて、契約状況確認書により会長から助成金交付予定額の通知を受けている場合は、その金額の助成金交付を決定し、額を確定する。

(助成金の支払い)

第7条 助成金の支払いは、精算払いとする。

2 会長は前条の交付決定、及び額の確定の通知後、交付決定者から支払い請求書(様式第3号)を受理したときは、その日から30日以内に支払うものとする。ただし、最終支払日は平成31年2月28日までとする。

(帳簿等の保存)

第8条 交付決定者は、当該補助事業にかかる収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しなければならない。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この助成金の交付等に関して必要な事項については、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。